

鹿児島県中小企業施設等災害復旧事業補助金

【事業目的】

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨、または、令和7年台風第12号による災害（以下、「大雨等」という。）により被災した事業者の再建を後押しするため、被害を受けた施設・設備（車両を含む）（以下、「施設・設備等」という。）の復旧に要する経費を支援する。

1 対象者

大雨等により被害を受けた鹿児島県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者（個人事業主を含む）

※ 第一次産業（農林水産業）等の一部の業種は対象外となります。

※ 事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定済みであること、または、年度内に策定予定であることが必要となります。

2 補助対象事業

鹿児島県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者の施設・設備等であって、大雨等の被害により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったものの復旧に要する経費を支援。

3 補助率・補助金額・補助対象経費

(1) 補助率：【中小企業者】1／2以内

【小規模事業者】3／4以内

(2) 補助上限額：300万円

(3) 補助対象経費

施設・設備等の復旧費用等(清掃費,処分費,撤去・据付費,運搬費等を含む)

※ 施設は修繕のみが対象となり、建替に要する費用は対象外となります。

4 申請受付期間

令和7年10月16日（木）から令和7年12月5日（金）17:00まで

※ 当日消印有効

※ 令和8年2月28日までに事業が完了（支払いを含む）する経費が対象となります。

※ 災害発生日以降で交付決定前に行われた経費についても、写真や書類等により被害状況の確認が可能である場合に限り、補助対象となる場合があります。

＜お問合せ先＞ 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課

☎ 099-286-2931